

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成22年度
条 例 名	神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例		
条 例 番 号	平成16年神奈川県条例第65号	法 規 集	第 4 編 第 1 章 第 6 節
所 管 部 局 室 課	安全防災局安全安心部くらし安全交通課		
条 例 の 概 要	神奈川県のある区域における犯罪の防止等に関し、県、県民及び事業者の責務、犯罪の発生する機会を減らすための取組（以下「安全・安心まちづくり」という。）を推進するための施策など、必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な 条例か。 ）	犯罪の発生する機会を減らし、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けた取組の必要性は引き続き高いものとなっている。 本条例は、県、県民、事業者等が連携し、相互に協力して、安全・安心まちづくりを推進するために必要な事項を定めているものであり、現在も必要な条例である。	
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	安全・安心まちづくりに関する施策を総合的に推進することにより、県民、事業者等の安全・安心まちづくりについての理解が深まるとともに、その取組が促進され、刑法犯認知件数が減少するなど、有効に機能している。	県内の刑法犯認知件数 ・平成17年 142,920件 ・平成18年 122,703件 ・平成19年 112,529件 ・平成20年 113,556件 ・平成21年 98,216件
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	本条例に基づく各種施策を推進した結果、県民の防犯意識が高揚し、自主防犯活動団体が拡充されたほか、住宅、道路、公園、金融機関、学校等、類型別に「犯罪の防止に配慮した生活環境を整備するための指針」を策定し、実施されるなど、効率的に推進されている。	
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	本条例は、犯罪の発生を防ぎ、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指すものであり、「犯罪のない安全な地域社会づくり」を掲げる「神奈川力構想・実施計画」に適合している。	
	適法性 （ 憲法、法 令に抵 触しな いか。 ）	県民及び事業者の責務や施設管理者等に対する努力義務に関する規定を有するが、その内容は条例の目的に照らして合理的なものであり、かつ、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理 由 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	特 記 事 項
次回見直し予定	平成 27 年度	見直し規定の有無	有 無